

1 議事日程(第1号)

(平成31年第2回久山町議会3月定例会)

平成31年3月4日

午前9時30分開会

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

- ・ 議員派遣結果
- ・ 一部事務組合議会に関する事項
福岡県介護保険広域連合議会
北筑昇華苑組合議会
粕屋南部消防組合議会
糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会

日程第4 議案第5号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同規約の変更について
(町長提出)

日程第5 議案第6号 久山町課設置条例の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
(31久山町条例第1号) (町長提出)

日程第6 議案第7号 久山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
(31久山町条例第2号) (町長提出)

日程第7 議案第8号 久山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
(31久山町条例第3号) (町長提出)

日程第8 議案第9号 久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
(31久山町条例第4号) (町長提出)

日程第9 議案第10号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
(31久山町条例第5号) (町長提出)

日程第10 議案第11号 久山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
(31久山町条例第6号) (町長提出)

日程第11 議案第12号 久山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
(31久山町条例第7号) (町長提出)

- 日程第12 議案第13号 久山町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定
について (31久山町条例第8号) (町長提出)
- 日程第13 議案第14号 久山町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
を改正する条例について (31久山町条例第9号) (町長提出)
- 日程第14 議案第15号 久山町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道
技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
(31久山町条例第10号) (町長提出)
- 日程第15 議案第16号 草場地区再開発第1期造成工事(1工区)請負変更契約について
(町長提出)
- 日程第16 議案第17号 平成30年度久山町一般会計補正予算(第7号) (町長提出)
- 日程第17 議案第18号 平成30年度久山町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
(町長提出)
- 日程第18 議案第19号 平成30年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
(町長提出)
- 日程第19 議案第20号 平成30年度久山町草場地区再開発事業特別会計補正予算(第2号)
(町長提出)
- 日程第20 議案第21号 平成30年度久山町下水道事業特別会計補正予算(第4号)
(町長提出)
- 日程第21 議案第22号 平成30年度久山町水道事業会計補正予算(第4号) (町長提出)
- 日程第22 議案第23号 平成31年度久山町一般会計予算 (町長提出)
- 日程第23 議案第24号 平成31年度久山町国民健康保険特別会計予算 (町長提出)
- 日程第24 議案第25号 平成31年度久山町後期高齢者医療特別会計予算 (町長提出)
- 日程第25 議案第26号 平成31年度久山町草場地区再開発事業特別会計予算 (町長提出)
- 日程第26 議案第27号 平成31年度久山町公共下水道事業会計予算 (町長提出)
- 日程第27 議案第28号 平成31年度久山町水道事業会計予算 (町長提出)
- 日程第28 請願第1号 建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の
設立を検討することを国に働きかける意見書提出を求める請願
- 日程第29 議案第16号 草場地区再開発第1期造成工事(1工区)請負変更契約について

2 出席議員は次のとおりである(10名)

- | | | | |
|----|------|----|------|
| 1番 | 山野久生 | 2番 | 清永義弘 |
| 3番 | 有田行彦 | 4番 | 佐伯勝宣 |
| 5番 | 松本世頭 | 6番 | 本田光 |

— 平成31年第2回3月定例会 —

7番 阿部 哲

8番 只松 秀喜

9番 久芳 正司

10番 阿部 文俊

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 会議録署名議員

4番 佐伯 勝宣

5番 松本 世頭

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（13名）

町 長 久芳 菊司

副町長 佐伯 久雄

教育長 安部 正俊

総務課長 實淵 孝則

健康福祉課長 國寄 和幸

会計管理者 松原 哲二

上下水道課長 原之園 修司

町民生活課長 森 裕子

経営企画課長 安倍 達也

魅力づくり推進課長 矢山 良寛

教育課長 久芳 義則

税務課長 佐々木 信一

田園都市課長 川上 克彦

6 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 中原 三千代

議会事務局書記 山本 恵理子

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前9時30分

○議長（阿部文俊君） ただ今から平成31年第2回久山町議会3月定例会を開会いたします。

まず初めに、町長よりごあいさつをお受けいたします。

町長。

○町長（久芳菊司君） 皆さんおはようございます。

本日、ここに平成31年久山町議会3月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には全員のご出席を賜り、誠にありがとうございます。

平成31年度久山町一般会計当初予算案等を上程するに当たりまして、新年度の町政運営ならびに予算編成につきまして私の所信を申し述べさせていただき、町議会ならびに町民の皆様のご理解とご協力をお願いするものでございます。

本年、わが国は5月1日に新しい天皇が即位されることにより、平成から新たな元号に変わるという歴史的な節目の年を迎えます。

思えば、第2次世界大戦において敗戦国となったわが国は、その後戦争を放棄し、平和憲法の下で全国民が一丸となって勤労勤勉に励んだ結果、わが国の経済は戦後のどん底の状況からわずか20年余りで、西洋諸国の先進国と肩を並べるまでに成長し、1968年には当時のドイツを抜いて世界経済大国第2位の座に上り詰めました。その後も日本経済はとどまるどころ知らずの状態です。空前的なバブルを迎えたところで激動の昭和は幕を閉じました。

平成に入ると、実体がないバブル経済は破たんし、その後日本はデフレ社会に陥り、経済の低成長期が長く続きました。このころ世界では冷戦が終わり、ドイツのベルリンの壁崩壊やEUが誕生するなど、世界にグローバリズムが広がり始め、日本もまた同様にグローバリズムが始まったのが平成の頃であります。およそ30年間続いた平成は、一口に言えばバブル崩壊といった昭和のツケを負わされた時代と言われていますが、この時期、世界に広がったグローバリズム化は、ヒト・モノ・カネが自由に国境を越えて盛んに往来するようになり、グローバル化は経済・産業・文化等に大きな変革をもたらしました。特に経済の分野においては、国境を越えて資本や労働力、知識や技術も移動することとなり、日本においてもさまざまな規制緩和や自由競争が実施されることになりました。

もう一つの変化は、IT技術の発展による情報革命であります。世界中にインターネットが発展し、これによって生産性の向上や技術革新が盛んになり、世界経済が大いに高まっていくこととなります。

このように日本の平成時代は、世界のグローバリズム化とIT技術の発展により、国境

を越えた人の流れの増大やインターネットによる情報通信や経済活動など、私たちの働く場や生活環境に大きな変革をもたらした時代と言えます。

しかしながら、今日グローバリズムに少しゆがみが生じ始めています。ヨーロッパにおける英国のEU離脱や自国主義を強く主張する米国トランプ大統領の出現もその現れだと思えます。また、国内においても若者の非正規社員の増大や子どもの貧困問題など、格差社会が生まれてきています。

このような社会的変化は、私たちの町でも垣間見られるようになりました。今日、久山町への転入人口は増加傾向にあります。その中でも、町内で企業で働く若い外国人労働者の姿が多く見かけるようになりましたが、これも小さな国際化現象と言えるのではないかと思います。今後も社会のグローバル化はさらに進展し、産業界や文化そして人々の生活の場においても、ITやAIが活躍する社会へとスピードをもって変化していくことが想定されます。本町では、今グローバル社会に対応できる子どもたちの教育に力を入れています。さらに、このような時代の変化、社会の変化にシビアな目を向けながら、久山の将来に向けた持続性ある地域社会を構築していくためには、これまでの既成概念にとらわれない大胆かつ個性的な発想を持った政策を進めていくことが大切ではないかと考えています。

さて、国の平成31年度予算編成方針では、日本経済は大きく改善していて、GDPは大いに拡大し、企業収益は過去最高を記録するとともに、就業者数の増加、賃上げなど雇用の所得環境は大きく改善され、経済の好環境は確実に回っているとしています。ただ、今国会では厚生労働省における事業所統計の実施方法が問題となっていますが、企業の景気と雇用環境に関しましては、本年度実施したわが町の職員採用における応募状況等を見ますと、明らかに民間企業への雇用が高まっていることを強く感じさせられるものであります。ただ、経済の先行きについても、緩やかな回復が続くことが期待されていますが、国と地方の債務残高は依然GDPの2倍程度になっており、政府は平成31年度も引き続き経済再生なくして財政健全化なしということを基本として、戦後最大の600兆円経済と財政健全化目標の達成の実現を目指すとして、全般的には平成30年度の財政運営方針を継続しているように思います。

その中で、新年度一般会計地方財政対策関係予算の特徴を申し上げますと、一つは全世代型の社会保障制度への転換です。これは、本年10月1日に予定されている消費税率が8%から10%に引き上げられる分を充てるものであります。全世代型の社会保障制度の一つは幼児教育無償化と社会保障の充実予算であります。この幼児教育無償化につきましての地方負担分については、平成31年度は全額国費により対応するということになっておりま

す。もう一つは、低所得者高齢者の介護保険料の負担軽減化予算等々が、含まれておりません。

次に、重要インフラ緊急点検予算の確保でございます。これは防災・減債、国土強靱化予算として3カ年緊急対策費の予算が組まれるものです。本町におきましては、国や県からの緊急情報を迅速かつ確実に町民の皆さんに伝えるため、平成31年度、防災無線整備工事を予定しております。

3番目が消費税引き上げによる経済への影響の平準化予算でございます。10月1日に予定されている消費税の引き上げに伴う消費者の消費の平準化や、経済の回復に関する臨時的措置予算の確保でございます。これはポイント制度や低所得・子育て世帯向けプレミアム付き商品券発行などが予定されている予算であります。

これを受けまして平成31年度の地方財政対策にありましては、地方が安定的な財政運営を行うために必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を前年度比0.6兆円増の62.7兆円とし、平成30年度地方財政計画を上回る予算を確保するとしております。

以上のような国の予算編成方針ならびに国と地方の財政状況を踏まえ、本町の平成31年度一般会計予算案を作成いたしました。

さて、本町は昨年に引き続き緩やかに人口が増加しており、本年2月末現在8,972人となっています。また、町内企業等の業績も好調で、法人町民税も昨年に引き続き順調に伸びているため、平成30年度当初予算で計上しています一般会計における財政調整基金の取り崩しは、実施しなくてもよい見通しとなっています。ちなみに平成30年度も町税等の一般財源の総額は前年度より増額となる見込みですが、ご承知のとおり歳入の増収分については地方交付税交付金と一部が相殺されるため、100%の増収効果とはなりませんので、引き続き自主財源の増加に努め、財政基盤の安定化を図ってまいります。

平成31年度の一般会計予算の骨格となる主要事業については、町の総合戦略に基づいて具体的な取り組みをいくつか挙げてみますと、まず、総合戦略の基本目標は四つの分野で構成されています。分野別に申し上げたいと思います。

まず、第1の「安定した雇用を創出する分野」にありましては、新年度、長浦地区への企業団地造成事業計画の推進、これは山田地区、長浦地区に町が有しておりますおよそ8ヘクタールの土地に企業誘致のための団地造成計画に着手し、企業誘致を行うことによって町財政の増収と町民の雇用の拡大を進めるものであります。併せて、これに関連します一級町道猪野～藤河線の整備計画も進めていく予算でございます。次に、経済循環型の産業振興としまして、30年度に農業や畜産業、加工業、飲食業等にかかわる人の意向調査を行い、農業その他の異業種者による経済循環型の事業化について研究調査を実施したとこ

ろであります。平成31年度はそれぞれの経営規模拡大を目指して、協議会を設立し具現化を進めていくものでございます。次に、農業機械利用組合設立と法人化の促進および支援事業。本町では農業者の高齢化が進む中、良好な水田等の管理を行っていくためには農地の集約や経費の節減を図るための組織編成が必要であります。現在、山田地区では農業機械利用組合等の組織ができており、今現在ではさらに法人化への動きがありますが、久原地区では組織化がまだできておりません。引き続き進めていく必要があります、農業機械利用組合等の設立促進および支援制度要綱等の見直しを実施してまいります。次に、地域交流型シェアオフィス事業。猪野地区に存する町が所有の空き家を活用して、若い起業家を目指す人のシェアオフィスを整備し、若者の定住促進と地域交流を促進していくものであります。平成30年度に民家の空き家の改修を終え、平成31年度は入居者を公募し、併せて地域住民との交流も促進してまいります。

2番目に、総合戦略第2分野でございますが、「定住に向けた新しい人の流れをつくる分野」におきましては、第1に草場地区再開発地区におきまして、第2工区の工事を実施ならびに住宅地分譲販売事業を行うものであります。人口減少と少子高齢化社会の進展に対する本町の人口増対策について、現在人口は緩やかな増加を続けており、昨年よりも約330人の増となっております。中でも子育て世代の移住により子どもたちの数も増加傾向にあります。平成31年度は、草場地区において、第2工区宅地造成工事と平成30年度に完成します27区画の宅地についての分譲を実施するものでございます。次に、空き家改修補助制度の実施。移住希望者の定住化を促進するための空き家改修助成制度を引き続き実施し、これにより起業を目指す若者等の移住を促進してまいります。

3番目に観光振興として国指定史跡首羅山の遊歩道整備事業。町で唯一の国史跡である首羅山遺跡は、貴重な町の文化財であり優れた景勝を備えた観光資源でもあります。平成31年度は白山神社のふもとから薩摩塔遺跡を目指した首羅山頂上までの遊歩道整備事業を実施いたします。

次に、総合戦略第3分野でございますが、「若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる分野」でございます。一つは、低所得・子育て世帯へのプレミアム付き商品券発行事業を行います。これは、10月1日から消費税率が10%にアップされることに伴いまして実施する低所得者・子育て世帯に対する支援事業でございます。

次に、未来パスポート事業の推進。これは本町が魅力ある学校教育の充実化として進めているものでございます。平成29年度から実施している幼稚園および保育園ならびに小・中学校で実施しているグローバル人材育成事業は、子どもたちに着実にその効果を発揮しており、学校関係者や保護者の方からの評価も高く、また外部から羨望せんぼうの声もあるなど、

本町の魅力発信に大きな効果をもたらしている事業といえます。本年も引き続きこの事業を進めてまいります。学校関係では、新年度小・中学校のエアコン施設の整備を実施します。そしてまた、久山中学校における弁当給食も実施をするところでございます。

次に、総合戦略第4分野でございます。「安心して住み続けたいまちをつくる分野」では、第1にC&Cセンターの健康ライブラリー事業。これは郷土への愛着心を高める事業でございます。町民の健康づくり等を趣旨とするさまざまな教室や講演等を開催し、体験や交流を深めながら町民の健康意識を高める、また、ライブラリーを活用することによりまして、町と九州大学との共同事業や久山町研究の成果等を多くの町民に知ってもらうとともに、町外に対しても町の健康情報を強く発信していく事業となるものであります。

2番目に、コミュニティーバスの広域運行による新たな町の公共交通事業でございます。町にあります大規模商業施設トリアスを民間バスと町のコミュニティーバスとの中継拠点として、新たに本年4月1日から久山町から篠栗町のJR篠栗駅までを、コミュニティーバスの広域運行により実施するものでございます。

3番目に、防災無線整備事業。これは、国が緊急対策として行う事業の一つでございます。災害発生時等における国・県等からの緊急情報伝達を有するJ-ALERTならびに防災無線の整備を実施し、町民への放送機能も保持するため、既存の有線放送設備は廃止するものでございます。緊急情報伝達機能として、現在J-ALERTがございまして、防災無線につきましましては、これまで町の有線放送機能を連結しておりましたけれども、今回の国の政策に乗りまして防災無線の整備を実施し、これとJ-ALERTが連結されるという形になってくるものでございます。従いまして、今回の防災無線につきましましては、現在行ってる有線放送機能も有するという形になりますので、現在の有線放送機能は廃止をしております。以上、平成31年度ではこのような政策ならびに事業を主として実施してまいります。

しかしながら、冒頭で町税等の一般財源は伸びていると申し上げましたが、元来、町全体の財政規模は小さい町でございますので、依然として町の財政には余裕がない厳しい状況にありますので、事業実施に当たりましては、優先順位を厳正に精査し健全財政を保持しながら進めてまいり所存であります。

なお、今日役場の行政事務は、国の経済情勢や超少子高齢化社会等さまざまな社会現象の変化に伴う政策転換など、複雑多様化が著しさを増してきております。従いまして現状では、それぞれの行政課題に限られた職員で最大限に効果的に対処することができない部分も生じてきてまいりました。従って、4月1日からは役場内の機構を改編し、新しい体制で臨んでまいり所存であります。



議会の皆様におかれましては、何とぞご理解をいただきまして、今後ともご指導ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます、私の所信といたします。

以上で平成31年度の当初予算の編成ならびに執行に当たりましての所信表明とさせていただきます。

なお、本定例会に提案いたします議案は、久山町課設置条例の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてをはじめ、平成31年度久山町一般会計予算および特別会計等予算を含めまして、合わせて24議案をお願いするものであります。

それぞれの議案につきましては、各担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。私のあいさつを終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（阿部文俊君） ありがとうございます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部文俊君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、久山町議会会議規則第126条の規定により、4番佐伯勝宣議員および5番松本世頭議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（阿部文俊君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの16日間としたいと思います。

異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。従って、本定例会の会期は本日から3月19日までの16日間と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（阿部文俊君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議員派遣結果報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

次に、一部事務組合議会に関する事項の報告を行います。

福岡県介護保険広域連合議会の報告を求めます。

町長。

○町長（久芳菊司君） 本年1月8日、平成31年福岡県介護保険広域連合議会第1回定例会が開催されましたので、会議の結果についてご報告いたします。

提案された案件は選任同意の案件が1件と専決処分の承認案件が1件、平成31年度福岡県介護保険広域連合一般会計予算ほか6議案が提案され、すべての案件が賛成多数等で決されました。

内容につきましては、まず同意第1号は福岡県介護保険広域連合副広域連合長の選任でございます。副連合長には、うきは市の高木紀夫氏が選任されました。

次に、承認第1号専決処分の承認を求めることにつきましては、平成30年9月20日付けで専決処分された平成30年度福岡県介護保険広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

専決処分の理由は、前年度決算における給付費および地域支援事業費にかかわる支払基金交付金超過分の精算により予算の補正を行う必要が生じたために、専決処分されたものであります。補正の内容は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,190万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を692億1,231万2,000円とするものであります。内訳は、歳出償還金および還付金加算金として1億6,190万4,000円を計上し、歳入は同額を繰越金としております。

次に、議案第1号福岡県介護保険広域連合特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する等の条例の制定についてであります。

このたび非常勤副広域連合長の設置等に伴い、これに関する報酬および費用弁償に関する条例を整備するものであります。

次に、議案第2号福岡県介護保険広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、一般職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、条例改正が行われるものであります。

次に、議案第3号福岡県介護保険広域連合広域計画の改定についてでございます。

福岡県介護保険広域連合規約の変更に伴い、福岡県介護保険広域連合広域計画の改定を行うものです。先の広域計画の期間が平成25年度から平成30年度までの6年間となっていました。この計画の期間の終了に伴い、新たに広域計画の期間等を定めるものであります。

議案第4号平成30年度福岡県介護保険広域連合一般会計補正予算（第1号）についてで

ございます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ828万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億9,910万5,000円とするものであります。歳出の主なものは、2款総務費が859万4,000円の減で、これは連合職員の部からの派遣職員の人件費の減によるものであります。歳入は構成団体からの分担金負担金を3,700万5,000円減額し、繰越金を2,876万9,000円増額するものであります。

次に、議案第5号平成30年度福岡県介護保険広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億8,088万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ699億9,320万円とするものであります。歳出の主なものは、保険給付費を10億8,070万2,000円減額し、一方基金積立金を10億9,724万8,000円増額するものであります。

議案第6号平成31年度福岡県介護保険広域連合一般会計予算について。

平成31年度歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ16億2,273万6,000円とするもので、対前年度予算比46.5%の増となっております。主なものは、分担金負担金9億1,719万3,000円、第2款国庫支出金3億5,000万円、県支出金1億7,950万1,000円であります。歳出の主なものは、第2款総務費が9億485万円、これは主に職員の人件費等であります。また、第2款民生費、7億600万3,000円で、内訳は低所得者特別対策事業負担金が600万円と介護保険事業特別会計への繰出金が7億円となっております。

議案第7号平成31年度福岡県介護保険広域連合介護保険事業特別会計予算についてであります。

平成31年度福岡県介護保険広域連合介護保険事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ696億505万9,000円で前年度に比べ0.8%の増となっております。歳入の主なものは、第1款保険料が142億8,086万3,000円、第2款分担金負担金が96億7,425万5,000円、第4款国庫支出金が165億4,570万4,000円、第5款支払基金交付金が180億2,847万8,000円、第6款県支出金が100億7,919万8,000円となっております。歳出の主なものは、介護認定審査会費などを含む第1款総務費が、9億5,428万9,000円、第2款保険給付費が、632億9,534万2,000円、第5款地域支援事業費が52億8,312万4,000円となっております。

以上会議の概要についてご説明し報告とさせていただきます。詳細につきましては、関係資料を議会事務局に閲覧できるようにしておきますので、参考にしていただきたいと思います。

報告を終わります。

○議長（阿部文俊君） 次に、北筑昇華苑組合議会の報告を求めます。

山野議員。

○1番（山野久生君） 報告します。

去る2月14日に開催された平成31年北筑昇華苑組合議会第1回定例会についてご報告いたします。

議案の審議に先立ち、副議長の互選が行われ、福津市の米山信氏が副議長に決定いたしました。

議案は第1号から第6号の6議案で、条例制定1件、条例改正2件、補正予算1件、当初予算1件、監査委員の選任同意1件です。

議案第1号は、北筑昇華苑組合職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についてで、地方公務員法第26条の5第1項、第5項および第6項の規定に基づく職員の自己啓発等休業について定める条例の制定議案です。

第2号議案は、北筑昇華苑組合職員の育児休業等に関する条例の全部を改正する条例の制定についてで条例の全部改正議案です。

第3号議案は北筑昇華苑組合立北筑昇華苑条例の一部を改正する条例についてで使用料を改定するための一部改正議案です。

第4号議案は、平成30年度北筑昇華苑組合会計補正予算（第2号）で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,187万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億420万円とするものです。歳入の主なものは、繰越金4,895万3,000円の増額で、歳出の主なものは総務管理費の基金積立金5,250万円の増額です。

第5号議案は、平成31年度北筑昇華苑組合会計予算で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,728万8,000円と定めるものです。歳入の主なものは、使用料2億257万6,000円、基金繰入金8,704万2,000円、諸収入1,314万1,000円です。久山町の分担金は73万9,000円となっています。歳出の主なものは総務費4,437万7,000円、葬祭場費2億6,258万6,000円、公債費1,385万5,000円です。平成31年度に施設改修工事が実施される予定のため、葬祭場費が前年度より37%増となっています。

次に第6号議案は、監査委員の選任についてで、木原忠氏の選任について同意を求めるものです。

以上、6議案はすべて原案のとおり可決されました。

今回の定例会の議会に提案されました議案につきまして概要を説明いたしました。資料を議員控室に置いておきますので必要があれば参考としていただければと思います。

これで、平成31年北筑昇華苑組合議会第1回定例会の報告を終わります。

○議長（阿部文俊君） 次に、粕屋南部消防組合議会の報告を求めます。

清永議員。

○2番（清永義弘君） ご報告いたします。

去る2月27日に開催された平成31年第1回粕屋南部消防組合議会定例会について報告いたします。

議案は、議案第1号から議案第6号までの6議案で、条例改正2件、補正予算2件、当初予算2件であります。

第1号議案は、粕屋南部消防組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、定数外職員の規定を設け、定数に係る所要の整備を図るため条例の改正を行うものです。

第2号議案は、粕屋南部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、平成30年の人事院勧告に基づき、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、職員の給料月額および諸手当等について条例の改正を行うものです。

議案第3号は平成30年度粕屋南部消防組合一般会計補正予算（第1号）で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,077万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億6,139万9,000円とするものです。補正の内容は執行残の減額補正となっています。

第4号議案は、平成30年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計補正予算（第1号）で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,063万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,024万1,000円とするものです。歳入は繰越金1,063万5,000円の増額で、歳出の主なものは基金費で824万円の増額です。

第5号議案は、平成31年度粕屋南部消防組合一般会計予算で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億2,241万1,000円と定めるものです。歳入の主なものは、分担金は20億7,414万1,000円で、うち久山町分は1億5,197万9,000円、諸収入3,666万8,000円、組合債460万円です。歳出の主なものは、総務費6,740万9,000円、消防費17億3,443万5,000円、公債費3億1,408万7,000円です。

議案第6号は、平成31年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計予算で、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ4,415万1,000円と定めるものです。歳入の主なものは、使用料2,975万円、繰越金1,431万円です。歳出の主なものは、衛生費3,708万8,000円です。

以上、6議案すべて原案のとおり可決されました。また、1名の方から一般質問があり

ました。

今回の議会に提案されました議案につきまして概要を説明しましたが、資料を議員控室に置いておきますので、必要があれば参考にしていただければと思います。

これで、平成31年第1回粕屋南部消防組合議会定例会の報告を終わります。

これで終わります。

○議長（阿部文俊君） 次に、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告を求めます。

阿部議員。

○7番（阿部 哲君） ご報告をいたします。

去る2月25日、平成31年第1回糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会定例会が開催されました。

今定例会は、平成31年度当初予算の提案をはじめ5件の議案が上程されました。

議案の内容につきましては、第1号議案は福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてであります。

第2号議案は、議員その他の非常勤職員の公務災害等に対処するため、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の制定についてであります。

第3号議案は、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合所有地、須恵町大字佐谷の保安林の一部を、県道飯塚大野城線道路の法面災害復旧工事をするに当たり、道路敷地として福岡県に寄附する財産処分についてであります。

第4号議案は、平成30年度一般会計補正予算（第2号）で主伐材の出荷林積の減少およびそれに伴う委託料の減少で、既定の歳入歳出予算の総額1億2,448万円に250万円を減額し、歳入歳出それぞれ1億2,198万円とするものであります。

第5号議案は、平成31年度一般会計予算で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,679万8,000円と定めるものです。歳入の主なものは構成団体の市町負担金が2,030万円、うち久山町は290万円、県支出金2,296万9,000円、財産収入2,956万6,000円です。歳出の主なものは利用間伐材事業を篠栗事業区中心に経営計画に基づき実施計画、同時に森林作業道の開設を計画している、総務費2,599万2,000円、事業費6,869万9,000円であります。

以上5議案はすべて原案のとおり可決されました。

今回の定例会に提案されました議案につきまして概要を説明いたしましたが、資料を議員控室に置いておきますので、必要があれば参考にしていただければと思います。

これで糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告といたします。

○議長（阿部文俊君） これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第5号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について

○議長（阿部文俊君） 日程第4、議案第5号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（實淵孝則君） ご説明いたします。

議案第5号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更についてでございます。本案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成31年3月31日限り福岡県市町村職員退職手当組合からふくおか県央環境施設組合、飯塚市・桂川町衛生施設組合、浮羽老人ホーム組合及び東山老人ホーム組合を脱退させ、平成31年4月1日から福岡県市町村職員退職手当組合にふくおか県央環境広域施設組合を加入させるとともに、福岡県市町村職員退職手当組合理約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めますのでございます。

詳細につきましては議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようよろしくお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第6号 久山町課設置条例の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（阿部文俊君） 日程第5、議案第6号久山町課設置条例の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（實淵孝則君） ご説明いたします。

議案第6号久山町課設置条例の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。本案は、久山町課設置条例（平成17年久山町条例第13号）の一部を改

正する条例が平成31年4月1日に施行されることに伴い、条例を整備する必要が生じたため提案するものでございます。

詳細につきましては議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第7号 久山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第6、議案第7号久山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（實淵孝則君） ご説明いたします。

議案第7号久山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

本案は、久山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年久山町条例第23号）の精査検証を行った結果、法制上の整理および見直し等の必要があり、久山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する必要があるため提案するものでございます。

詳細につきましては議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第8号 久山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第7、議案第8号久山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（實淵孝則君） ご説明いたします。

議案第8号久山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

本案は、久山町職員の育児休業等に関する条例（平成4年久山町条例第1号）の精査検

証を行った結果、法制上の整理および見直し等の必要があり、久山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。

詳細につきましては議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようよろしくお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第9号 久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第8、議案第9号久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（實淵孝則君） ご説明いたします。

議案第9号久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

本案は、久山町職員の給与に関する条例（昭和48年久山町条例第16号）の精査検証を行った結果、法制上の整理および見直し等が必要であり、久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。

詳細につきましては議案説明会で説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第10号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第9、議案第10号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（國寄和幸君） ご説明いたします。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第66号）による災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）の一部改正に伴い、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和51年久山町条例第4号）の一部を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。

詳細につきましては議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第11号 久山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第10、議案第11号久山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（國寄和幸君） ご説明いたします。

本案は、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（平成30年厚生労働省令第15号）第25条に伴い、久山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年久山町条例第24号）の一部を改正する必要があるため提案するものでございます。

詳細につきましては議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第12号 久山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第11、議案第12号久山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（森 裕子君） ご説明いたします。

本案は、議案第12号久山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてお願いするものでございます。

本案は、平成31年4月1日から燃えないごみの出し方を変更することに伴い、久山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年久山町条例第12号）の一部を改正する必要があるため提案するものでございます。

詳細につきましては議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただ

きますようお願いをいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第13号 久山町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について

○議長（阿部文俊君） 日程第12、議案第13号久山町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

田園都市課長。

○田園都市課長（川上克彦君） ご説明いたします。

議案第13号久山町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例についてでございます。

本案は、都市計画決定された本町の地区計画に関して、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築条例化を行い、法的強制力を付加することにより、無秩序な個別開発の抑制や、適正かつ秩序ある都市的開発の計画的誘導を図るとともに、健全な田園集落環境の形成を進めていくために提案するものでございます。概要は、住居系地区計画22地区、集落地区計画1地区、非住居系地区計画10地区、合計33地区の地区計画の建築条例化でございます。

詳細につきましては議案説明会でご説明させていただきますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第14号 久山町水道事業企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第13、議案第14号久山町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（原之園修司君） ご説明いたします。本案は、久山町水道事業および下水道事業の設置等に関する条例（平成16年久山町条例第14号）第1条の2の規定に基づき、平成31年4月1日から下水道事業に地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定の全部を適用することに伴い、久山町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平

成16年久山町条例第16号)の一部を改正する必要があるため提案するものでございます。

詳細につきましては議案説明会におきましてご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第15号 久山町水道事業布設工事監督者の配置基準および資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(阿部文俊君) 日程第14、議案第15号久山町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長(原之園修司君) ご説明いたします。

本案は、学校教育法の一部を改正する法律(平成29年法律第41号)の施行に伴い、水道法(昭和32年法律第177号)の一部改正が平成31年4月1日に施行されることに伴い、久山町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成24年久山町条例第17号)の一部を改正する必要があるため提案するものでございます。

詳細につきましては議案説明会におきましてご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第16号 草場地区再開発第1期造成工事(1工区)請負変更契約について

○議長(阿部文俊君) 日程第15、議案第16号草場地区再開発第1期造成工事(1工区)請負変更契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長(安倍達也君) ご説明いたします。

本案は、平成30年12月議会において議決を得た草場地区再開発第1期造成工事(1工区)請負変更契約について、変更契約を締結するため地方自治法(昭和22年法律第67号)

第96条第1項第5号の規定および議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年久山町条例第14号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的は、草場地区再開発第1期造成工事（1工区）請負変更契約。2、場所は、久山町大字山田字石切地内。3、請負代金は、変更前9,405万7,200円、うち消費税相当額696万7,200円、変更後9,354万6,360円、うち消費税相当額692万9,360円。4、契約の相手方は、福岡県福岡市東区原田1丁目1番21号、栄興建設株式会社代表取締役吉村信幸。5、履行期限は、変更前平成30年6月13日から平成31年3月15日まで、変更後平成30年6月13日から平成31年3月25日までと変更するものでございます。

詳細につきましては議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第17号 平成30年度久山町一般会計補正予算（第7号）

○議長（阿部文俊君） 日程第16、議案第17号平成30年度久山町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（安倍達也君） ご説明いたします。

本案は、平成30年度久山町一般会計補正予算（第7号）をお願いするものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額54億1,813万4,000円から歳入歳出それぞれ1億9,540万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億2,272万7,000円とするものでございます。

歳出の補正予算ですが、実績ベースで不用見込額はすべて減額補正としておりますが、増額補正となる主たる内容は、税務総務費の平成29年度分久山町たばこ税の福岡県への交付金888万2,000円の皆増、社会福祉総務費の国民健康保険特別会計への繰入金337万2,000円の増額補正でございます。

一方、歳入補正予算で増額補正とする主たる内容は、町税が1億5,500万円増額補正となり、反対に減額する主たる内容は、財産収入を2億4,700万円、繰入金を5,060万円、寄附金を3,020万円、県補助金を1,581万3,000円減額補正するものでございます。

詳細につきましては議案説明会で担当課長がご説明いたしますので、ご審議の上、可決

いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第18号 平成30年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（阿部文俊君） 日程第17、議案第18号平成30年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（森 裕子君） ご説明いたします。

本案は、議案第18号平成30年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）をお願いするものでございます。既定の歳入歳出予算の総額10億5,124万6,000円から歳入歳出それぞれ7,704万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,419万7,000円とするものでございます。

主な歳入補正といたしまして、国民健康保険税が363万4,000円の減額、県支出金が7,749万円の減額、繰入金が337万2,000円の増額で、歳入補正合計といたしまして7,704万9,000円の減額でございます。

歳出補正といたしまして、主なものといたしましては、保険給付費が7,469万円の減額、保健事業費が197万7,000円の減額で、歳出補正合計といたしまして7,704万9,000円の減額でございます。

詳細につきましては議案説明会におきましてご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第19号 平成30年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（阿部文俊君） 日程第18、議案第19号平成30年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（森 裕子君） ご説明いたします。

本案は、議案第19号平成30年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）をお願いするものでございます。既定の歳入歳出予算の総額1億5,635万3,000円から歳入歳出それぞれ343万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,291万

8,000円とするものでございます。

歳入補正といたしましては、後期高齢者医療保険料が278万3,000円の減額、一般会計からの繰入金65万2,000円の減額で、歳入補正合計といたしましては343万5,000円の減額でございます。

歳出補正といたしましては、主なものが後期高齢者医療広域連合納付金312万6,000円の減額で、歳出補正合計といたしまして343万5,000円の減額でございます。

詳細につきましては議案説明会におきましてご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第20号 平成30年度久山町草場地区再開発事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（阿部文俊君） 日程第19、議案第20号平成30年度久山町草場地区再開発事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（安倍達也君） ご説明いたします。

本案は、平成30年度久山町草場地区再開発事業特別会計補正予算（第2号）をお願いするものでございます。既定の歳入歳出予算の総額1億7,159万8,000円から歳入歳出それぞれ211万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,948万3,000円とするものでございます。

歳出の主たる補正内容は、再開発事業費を実績ベースで不用見込額211万5,000円を減額補正するものでございます。

一方、歳入の補正内容は、一般会計繰入金を同額の211万5,000円減額補正するものでございます。

詳細につきましては議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第21号 平成30年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（阿部文俊君） 日程第20、議案第21号平成30年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（原之園修司君） ご説明いたします。

本案は、議案第21号平成30年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第4号）をお願いするものでございます。既定の歳入歳出予算の総額6億2,469万5,000円に歳入歳出それぞれ1,058万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,410万8,000円とするものでございます。今回の補正は歳入予算の負担金を88万7,000円、繰入金を500万円および事業債を470万円減額し、歳出予算の総務費を230万円、事業費を828万7,000円減額するものでございます。

詳細につきましては議案説明会で説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第22号 平成30年度久山町水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（阿部文俊君） 日程第21、議案第22号平成30年度久山町水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（原之園修司君） ご説明いたします。

本案は、議案第22号平成30年度久山町水道事業会計補正予算（第4号）をお願いするものでございます。既決の水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額2億4,900万6,000円に2,802万9,000円を増額し、収益的収入の予定額を2億7,703万5,000円とし、収益的支出の予定額2億1,745万7,000円に264万5,000円を増額し、収益的支出の予定額を2億2,010万2,000円とするものです。

また、水道事業会計予算第4条に定めた資本的支出の予定額1億7,638万5,000円から950万円を減額し、資本的支出の予定額を1億6,688万5,000円とするものでございます。

詳細につきましては議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第23号 平成31年度久山町一般会計予算

○議長（阿部文俊君） 日程第22、議案第23号平成31年度久山町一般会計予算を議題としま



す。

本案について提案理由の説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（安倍達也君） ご説明いたします。

本案は、平成31年度久山町一般会計予算をお願いするものでございます。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ53億6,500万円と定めるもので、前年度当初予算と比較して額にして5億1,000万円の増額となり、率にして約10.5%の増額予算でございます。

当初予算編成に当たりましては、第3次総合計画における実施計画の重点プロジェクトならびに本町のひと・まち・しごと地方創生総合戦略アクションプランを、その優先度、重要度を踏まえ、予算を効果的に配分し、主要施策を引き続き推進する方針でございます。

初めに、歳出予算の主たる事業と予算でございますが、定住人口促進、新規宅地創出事業を行う草場地区再開発事業特別会計への繰出金7,219万円、旧久原幼稚園用地の財産処分に向けた解体工事費4,094万7,000円、町の地域公共交通を長期的に守る交通アクセス対策費として7,996万3,000円、地域活性化ゾーンの土地利用方針策定のための事業費1,000万円、魅力づくり推進費ではオリーブ栽培事業費2,747万2,000円、税務総務費では平成30年度分久山町たばこ税の福岡県への交付金として1億2,332万4,000円、本年10月の消費税率の引き上げによる低所得者および0～2歳児の子育て世帯の消費に与える影響を緩和することを目的とした福祉プレミアム付き商品券事業費7,491万2,000円および幼児教育の無償化に対応する私立幼稚園等施設型給付費負担金1,338万円、農地費では農業水利施設等の防災インフラ整備のための草場ため池改修等農業用水路補修工事費5,400万円、林業費では荒廃した森林を公益的な機能を十分に発揮できる健全な森林に再生するための荒廃森林再生事業費1,514万5,000円、道路維持費では藤河～猪野線舗装打替工事費など3,530万円、橋梁<sup>りょう</sup>維持費では施設の適正管理関連での下山田広浦橋補修工事費2,000万円、公園費では吸収源公園緑地事業の最終認可期間となる総合運動公園施設整備工事費1億200万円、災害対策費では災害情報を町民に瞬時に伝える安全・安心の環境整備事業としての防災無線整備工事費3億4,351万9,000円、教育振興費では山田小学校特別支援棟増築工事費7,605万6,000円、若者のグローバルな世界での活躍等の推進や子どもたちの英語力の向上を幼少期から中学まで一貫した形で取り組んでいく未来パスポート事業を行うグローバル人材育成事業費1,964万7,000円、国の史跡となりました首羅山遺跡の遊歩道整備事業工事費として2,252万5,000円を計上しております。

次に財源となります歳入でございますが、一般会計の歳入の根幹となる町税は23億

1,544万3,000円で、歳入総額の約43.2%を占めており、他に地方交付税3億3,000万円、国県支出金6億2,964万9,000円、地方消費税交付金2億1,000万円、財産収入3億3,137万4,000円、財政調整基金繰入金2億6,000万円、町債5億4,490万円を計上しております。

詳細につきましては議案説明会で各担当課長がご説明いたしますので、ご審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 議案第24号 平成31年度久山町国民健康保険特別会計予算

○議長（阿部文俊君） 日程第23、議案第24号平成31年度久山町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（森 裕子君） ご説明いたします。

本案は、議案第24号平成31年度久山町国民健康保険特別会計予算をお願いするものでございます。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ10億1,456万8,000円で、前年度当初予算額と比べまして748万円の減額となり、率といたしましては約0.73%の減額予算でございます。

歳入の主なものは、第1款国民健康保険税といたしまして1億6,155万5,000円、第4款県支出金といたしまして7億5,096万4,000円、第5款繰入金といたしまして1億203万4,000円を計上いたしております。

歳出の主なものは、第2款保険給付費といたしまして7億4,788万5,000円、第3款国民健康保険事業費納付金といたしまして2億3,241万円、第6款保健事業費といたしまして722万円を計上いたしております。

詳細につきましては議案説明会におきましてご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第25号 平成31年度久山町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（阿部文俊君） 日程第24、議案第25号平成31年度久山町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（森 裕子君） ご説明いたします。

本案は、議案第25号平成31年度久山町後期高齢者医療特別会計予算をお願いするものでございます。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億5,338万9,000円で、前年度当初予算額と比べまして278万9,000円の増額となり、率といたしましては約1.8%の増額予算でございます。

歳入の主なものは、第1款後期高齢者医療保険料といたしまして1億1,740万円、第3款一般会計からの繰入金といたしまして3,578万4,000円を計上いたしております。

歳出の主なものは、第1款総務費といたしまして784万1,000円、第2款後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして1億4,484万3,000円を計上いたしております。

詳細につきましては議案説明会におきましてご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 議案第26号 平成31年度久山町草場地区再開発事業特別会計予算

○議長（阿部文俊君） 日程第25、議案第26号平成31年度久山町草場地区再開発事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（安倍達也君） ご説明いたします。

本案は、平成31年度久山町草場地区再開発事業特別会計予算をお願いするものでございます。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億4,169万9,000円と定めるものでございます。前年度当初予算と比較して、額にして8,582万5,000円の増額となり、率にして約55.1%の増額予算でございます。

歳出の主たる内容は、第2工区の工事請負費として造成工事費1億2,375万円、上下水道工事費8,202万円、委託料として事業推進業務委託料1,554万9,000円、造成工事設計委託料552万2,000円、開発完了届等作成委託料530万2,000円、九州電力およびN T Tへの電柱等移設保証金750万円を計上しております。

財源となります歳入は、町有地売払収入として1億6,940万9,000円、一般会計繰入金7,219万円、繰越金10万円でございます。

詳細につきましては議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

説明終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 議案第27号 平成31年度久山町公共下水道事業会計予算

○議長（阿部文俊君） 日程第26、議案第27号平成31年度久山町公共下水道事業会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（原之園修司君） ご説明いたします。

本案は、議案第27号平成31年度久山町公共下水道事業会計予算をお願いするものでございます。平成31年度の公共下水道事業は排水戸数3,211戸、年間総排水量85万7,000立方メートル、1日平均排水量2,347立方メートル、主な建設改良費管きょ等築造工事1億2,675万8,000円を業務の予定量としております。

収益的収入および支出については、下水道事業収益4億2,980万2,000円、下水道事業費用4億434万5,000円を予定いたしております。

また、資本的収入および支出については、収入として1億7,906万円、支出として3億5,930万4,000円を予定しており、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億8,024万4,000円は、消費税および地方消費税資本的収支調整額1,101万4,000円、当年度分損益勘定留保資金1億6,923万円で補てんすることといたしております。

一時借入金の限度額は4億円、議会の議決を経なければ流用することができない経費として職員給与費3,510万5,000円、たな卸資産の購入限度額として100万円を定めております。

詳細につきましては議案説明会で説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第27 議案第28号 平成31年度久山町水道事業会計予算

○議長（阿部文俊君） 日程第27、議案第28号平成31年度久山町水道事業会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（原之園修司君） ご説明いたします。

本案は、議案第28号平成31年度久山町水道事業会計予算をお願いするものでございます。平成31年度の水道事業は給水戸数3,403戸、年間総給水量111万6,160立方メートル、

1日平均給水量3,057立方メートルを業務の予定量としております。

収益的収入および支出については、水道事業収益2億9,080万3,000円、水道事業費用2億1,570万7,000円を予定いたしております。

また、資本的収入および支出については、収入を5,299万2,000円、支出として1億7,302万3,000円を予定しており、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億2,003万1,000円は、消費税および地方消費税資本的収支調整額523万7,000円、過年度分損益勘定留保資金108万8,000円、当年度分損益勘定留保資金9,102万5,000円および建設改良積立金2,268万1,000円で補てんすることといたしております。

一時借入金の限度額は1億円、議会の議決を経なければ流用することができない経費として職員給与費3,190万3,000円、たな卸資産の購入限度額として1,000万円を定めております。

詳細につきましては議案説明会で説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28 請願第1号 建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを国に働きかける意見書提出を求める請願

○議長（阿部文俊君） 日程第28、請願第1号建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを国に働きかける意見書提出を求める請願を議題とします。

本件について、紹介議員より趣旨説明を受けます。

本田議員。

○6番（本田 光君） 建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを国に働きかける意見書提出を求める請願書について説明をいたします。

アスベストを大量に使用したことによるアスベスト（石綿）被害は多くの国民に広がっています。アスベスト（石綿）被害について、欧米諸国においては、製造業の従事者に多くの被害者が出ているのに比べ、日本では建設業従事者に最も多くの被害者が生まれているのが特徴であるというふうに言われています。それはアスベストのほとんどが建設資材などとして建設現場で使用され、国においても、建築基準法などで不燃化、耐火工法としてアスベストの使用を進めたことに大きな原因があります。特に建設業は重層下請構造や従事者が数多く現場に渡って就労することから、労働災害として認定されることにも多く

の困難が伴い、多くの製造業で支給されてる企業独自の上乗せ補償もありません。

また、被害者の多くが高齢化し、それに伴う病状の進行を考慮すれば、被害者の救済に向けての速やかな対処が求められます。

よって、建設アスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施とアスベスト被害の拡大を根絶する対策およびアスベストの拡散を防止する対策を直ちにとり、アスベスト問題が早期に解決されることが求められています。

また、こうした被害者を速やかに、また被害者の負担をできる限り少なくして救済するには、被害者補償基金の創設が望まれます。

従いまして、建設従事者のアスベスト被害の早期解決と被害者の根絶を図り、被害者に対して速やかに、また負担なく救済するために被害者救済基金創設の検討を進めていただきますように考えております。

よって、本請願書を付託された委員会でご審議、採択いただき、また本会議におきましても可決願い、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、厚生労働大臣、環境大臣宛てに意見書を提出していただきますようによろしくお願いいたします。

以上、説明を終わります。

○議長（阿部文俊君） 本請願は、久山町議会会議規則第92条の規定により、第1委員会に付託しましたのでご報告いたします。

以上で説明は終わりました。

ここで一旦休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時00分

再開 午前11時40分

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第29 議案第16号 草場地区再開発第1期造成工事（1工区）請負変更契約について

○議長（阿部文俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第29、議案第16号草場地区再開発第1期造成工事（1工区）請負変更契約についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第16号草場地区再開発第1期造成工事（1工区）請負変更契約についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前11時41分